

平成 2 7 年 度
(第 2 回)

能 美 市 都 市 計 画 審 議 会

議 事 録

日 時 平成 2 8 年 2 月 8 日 (月)
1 0 時 0 0 分 ~ 1 0 時 5 0 分

場 所 能美市役所本庁舎 地下 会議室 A

●事務局

皆様、お疲れ様です。本日は、お忙しい中、ご出席賜りまして、誠に有難うございます。司会を務めます、都市計画課の石地です。よろしくお願いいたします。

只今より、平成27年度第2回能美市都市計画審議会を開催致します。

開催にあたりまして、酒井市長よりご挨拶を申し上げます。

●市長

本日はお忙しい中、能美市都市計画審議会にご参加いただき、誠にありがとうございます。

2月1日から新たな任期になるということで、皆様には引き続き委員就任をお引き受け戴きましてありがとうございます。お手元に任命書をお配りしてありますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日の案件は、産業団地の造成に伴うものと、能美東西連絡道路に係るもの、他にもありますが、特に能美東西連絡道路については合併支援道路として県からも大きなバックアップを戴いております。

現在県で施行中の末信区間については、3月末までに完了見込みと聞いておりますし、寺井中心街における事業についても進めております。

残る寺井町から中ノ江町の間については、ご存じのとおり間に小松市高堂町がございますので、これまで中々目途が立ちませんでした。1日も早く進捗したいと思っております。

本日ご出席の皆さんには、忌憚のないご意見を頂戴願います。

以上、なにとぞよろしくお願いいたします。

●事務局

本日の審議会の出席委員数は13名であり、能美市都市計画審議会条例第5条第2項の規定による定足数を超えておりますので、審議会は成立致しております。

なお、市長の挨拶にもありましたが、委員の皆様には本年2月1日から平成31年1月31日までの3年間で新たな任期となりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

委員の任命書の交付につきましては、恐れ入りますが、事前にお手元に配布させていただきましたので、ご確認の程よろしくお願いいたします。

また、今回、役職等の交代により、新しく委員になられた方々がおいでになりますので、ここでご紹介させていただきます。

能美市議会産業経済常任委員長 南山 修一 様です。

能美市婦人団体協議会副会長 石田 晴美 様です。

本日は、沼田委員が都合により欠席されています。

さて、新任期となったことから、新たに会長の選任が必要となります。

当審議会においては、能美市都市計画審議会条例第4条により、会長を置くことが定められています。

また、会長は、同第2条第2項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の互選により定めることとなっております。

今回、改めて会長の互選となるわけですが、いかが取り計らったらよろしいでしょうか。

事務局案ということで、これまで会長をお願いしてまいりました、又村 一夫 様 にお問い合わせということ、ご異議ございませんか。

●各委員

(異議なしの声)

●事務局

それでは、又村委員に会長をお願いしたいと思います。

又村会長には議長席へお進み頂きまして、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

●会 長

ただ今、皆様方に選任いただきました又村でございます。職務をまっとうできるよう、全力を尽くしたいと思いますので、委員の皆様方におかれましても、本審議会の運営及び審議に対して、よろしくご協力をお願い申し上げます。

●事務局

次に、会長の職務代理者であります、これは、能美市都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、会長が指名することとなっておりますので、会長から指名をお願いします。

●会 長

それでは、森委員を指名いたします。

●事務局

それでは、森委員に会長職務代理をお願いしたいと思います。

森委員、よろしくお願ひいたします。

それでは、運営要領により会長が会議の議長となります。
又村会長、よろしくお願いします。

●会 長

それでは、議事の進行に務めます。

まず、議事録署名者を指名いたします。

議事録署名者は、竹本委員と山野委員にお願い致します。

初めに本日の審議会に上程されました案件について、中西産業建設部長よりご説明願います。

●部 長

本日、皆様にお諮りします案件は、お手元の議案書のとおり審議議案5件であり、事務局よりご説明申しあげます。

なお、本日の会議につきましては1時間半程度を目安としておりますので、慎重な審議とご協力をよろしくお願いします。

●会 長

それでは、議案について、事務局より説明を求めます。

●事務局

議案第1号と第2号は関連がありますので、合わせてご説明いたします。なお、議案第1号については、県道を含む路線であるため、県が決定権者となります。

まず、「3・5・12号道林下ノ江線」の位置はこちらになります。

(都)木曾街道線と(都)根上小松線(金沢美川小松線)を東西に結ぶ道路として昭和36年に当初決定された路線です。今回変更する区間を含め、整備は完了している道路です。

次に、「3・5・32号下ノ江高堂線」の位置はこちらになります。

(都)根上小松線(金沢美川小松線)と(都)松任小松線(国道8号)結ぶ区間を今回新たに決定する路線であり、能美市と小松市に跨る路線です。

本路線は、能美市の東西を横断し、市の一体化を図る「能美東西連絡道路」の一部区間を担う幹線道路として位置付けられる路線です。

「能美東西連絡道路」の位置はこちらになります。(都)根上小松線(金沢美川小松線)下ノ江南交差点を起点に(都)金沢小松線(加賀産業開発道路)和気交差点に連結する計画道路です。

ここで「能美東西連絡道路」の概要を簡単にご説明します。

能美市南部及び小松市北部を東西に横断する全長約8kmの計画道路であり、地域相互の連携、沿道地域の活性化、防災時の避難経路など、多面的な機能を有する幹線道路としての効果が期待されています。

そのうち、都市計画決定がされていなかった(都)根上小松線(金沢美川小松線)下ノ江南交差点から(都)松任小松線(国道8号)高堂交差点までの区間について、「下ノ江高堂線」として新たに都市計画を決定するものです。

小松市地内の区間については、別途、小松市都市計画審議会において意見聴取が行われます。

「下ノ江高堂線」の拡大した図面がこちらになります。

(都)根上小松線(金沢美川小松線)下ノ江南交差点から(一)西二口長田線までの区間については、整備済みであり、平成27年2月に全線供用が開始されています。

(一)西二口長田線から(都)松任小松線(国道8号)高堂交差点までの区間については、小松市市域が含まれることからこれまで調整に時間を要してきましたが、昨年4月に小松市高堂町からの了解が得られたことから、この度都市計画決定を行うこととなりました。

総延長約2,810mのうち、能美都市計画区域(能美市内)に含まれる約1,680mを都市計画道路として新たに決定します。

「下ノ江高堂線」の現況写真はこちらになります。

(一)西二口長田線から東側については、赤線で示す区域が計画道路となります。

「3・5・32号下ノ江高堂線」の説明は以上になります。

続いて「道林下ノ江線」についてご説明します。

今回、先に説明しました「下ノ江高堂線」の都市計画決定に合わせて、線形の一部を変更するものです。

現況写真はこちらになります。整備済みの区域に合わせて計画区域を変更します。

また、路線名称を「道林高坂線」から「道林下ノ江線」に変更します。

以上で、議案第1号及び第2号についてのご説明を終わります。

なお、本案件につきましては、1月22日から2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

●会 長

只今、説明のありました議案第1号及び第2号について、ご意見、ご質問等がありましたらご発言願います。

●森委員

能美東西連絡道路のうち、この区間だけが進まないで残っていたので、早く何とかならないものかと思っていた。旧3町の一体化を図るうえで重要な路線である。

ただ、旧来からの道路（県道：根上寺井線・小松鶴来線等の駅東口から天狗橋までの道路。市内東西幹線の真ん中の路線。）についても重要な路線であるため、役割等を含めて活用を図って欲しいと思います。

●事務局

旧来からの道路については県道と市道が混在しており、都市計画決定のない区間や歩道がなく狭隘な区間もあるが、スムーズな道路として活用できるよう検討していきたいと思います。

●市長

能美東西連絡道路については県のラダー構想と整合性のある道路だと認識している。また、高堂町からの協力が得られてホッしている。一部の高堂町住民からは道路整備への積極的な声も聞こえていることを申し添えておきます。

●会長

他に何かご意見・ご質問はありませんか。

他にないので、議案について採決を行います。

なお、議案第1号については、県が決定する案件でありますので、本審議会での意見聴取の後、県の都市計画審議会で審議されることとなります。

それでは、議案第1号及び第2号について原案のとおり了承することにご異議ございませんか。

●各委員

（異議なしの声）

●会長

それでは、「異議なし」ということですので、原案のとおり了承することと致します。それでは、次の議案について、事務局より説明を求めます。

●事務局

議案第3号についてご説明いたします。

なお、申し遅れましたが、県の都市計画審議会は2月23日に開催される予定と聞いております。

まず、「3・5・11号山口大島線」の位置はこちらになります。

(都)木曾街道線と(都)高坂城南線(金沢美川小松線)を東西に結び、能美市と小松市を横断する道路として昭和50年に当初決定された路線です。

拡大した図面はこちらになります。青線が山口大島線になります。

現況写真はこちらになります。現状で、約6mの幅員の道路が通っています。小松市地内においても約7mの幅員の道路が通っています。

今回の変更は、小松市地内の区間も含めた全線の廃止になります。

廃止する理由としましては、まず、平成21年度・22年度に実施しました「能美市都市計画道路網再編計画」において、本路線の方向性が「廃止」とされていることです。交通需要が見込まれないことや、現道及び周辺道路において交通処理機能が確保されていることが主な要因です。小松市においても同様の理由から「廃止」の方向性が示されております。

ただ、計画の廃止に当たっては、本路線の代替えとなる路線の確保について両市で検討することとしておりましたが、先にも述べました通り、現状の道路ネットワークで交通処理機能が確保されていることから、今回、本路線の都市計画を廃止するものです。

参考までに、本路線周辺の道路図をお示しします。これらの道路を活用することで、交通処理機能が確保されています。

以上で、議案第3号についてのご説明を終わります。

なお、本案件につきましても、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

●会 長

只今、説明のありました議案第3号について、ご意見、ご質問等がありましたらご発言願います。

●会 長

特にないようですので、議案について採決を行います。

それでは、議案第3号について原案のとおり了承することにご異議ございませんか。

●各委員

(異議なしの声)

●会 長

それでは、「異議なし」ということですので、原案のとおり了承することと致します。それでは、次の議案について、事務局より説明を求めます。

●事務局

先の説明の補足ですが、議案第1号及び第3号の小松市区間については、2月16日に開催予定の小松市都市計画審議会にて審議されます。

議案第4号及び第5号は関連がありますので、合わせてご説明いたします。

地区計画とは、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度で、「地区レベルの都市計画」とも呼ばれるものです。

地区計画では、例えば、道路等に面した建築物の壁面の位置を整えることで、統一感のある街並を形成することができる、建物の屋根や外壁などの形状・材料・色彩などを定めることで、地区の特色を出すことができる、建築物等の用途を制限することで、地区にふさわしい用途の純化を図ることができる、といったルールを定めることができます。

これにより、地区の特性に応じた、まとまりのある良好な都市環境の形成を図ることができます。

今回の案件である「赤井工業団地地区計画」の位置はこちらになります。

国道8号と（都）根上国道線に隣接する工業団地になります。

「吉原釜屋町産業団地地区計画」の位置はこちらになります。

（都）木曾街道線とJR北陸本線に隣接している地域になります。

今回、これらの地区において、産業団地の整備が実施されることに伴いまして周辺環境との調和を図りつつ、良好な環境と景観を創出・維持していくために、地区計画を決定するものです。

こちらが、「赤井・粟生産業団地」の造成予定図になります。

先月から工事に着手しており、平成28年中の完成を予定しています。

こちらが、「吉原釜屋町産業団地」の造成予定図になります。

本年夏頃の工事着手、平成28年度中の完成を予定しております。

「赤井・粟生産業団地」は赤井工業団地に隣接しており、一体的な土地利用を図ることがふさわしいことから、既に決定されている赤井工業団地地区計画の区域に加えるものです。

「吉原釜屋町産業団地」については、本地区にふさわしい土地利用を図るため、新たに地区計画を決定するものです。

赤井工業団地地区計画の概要については以下のとおりです。

敷地面積、壁面位置、形態又は意匠、などを制限しています。

吉原釜屋町産業団地地区計画の概要については以下のとおりです。

建築物等の用途、敷地面積、壁面位置、形態又は意匠、などを制限しています。

以上で、議案第4号及び第5号についてのご説明を終わります。

なお、本案件につきましても、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

●会 長

只今、説明のありました議案第4号及び第5号について、ご意見、ご質問等がありましたらご発言願います。

●竹本委員

赤井・粟生産業団地と北陸新幹線との間の農地は、敢えて残してあるのですか。

●事務局

行政界があり、当該地は川北町地内になります。また、産業団地事業地は工業地域の用途地域が指定されていますが、川北町地内は農振農用地になり条件が異なります。

●森委員

地区計画を指定することは望ましいことなので、これからも進めて欲しい。ただ、企業が立地してくれるのはありがたいが、公害等が発生するようでは困る。

他から羨まれるような環境の良さを創って欲しいと思います。

また、今後の努力目標として、もう少し現状を見据えた壁面後退の距離の設定や、フェンスだけでなく植栽の植え込みの整備、敷地内での中高木の植栽など、緑化についての配慮も積極的に行って欲しいと思います。

●事務局

企業とは公害防止協定を結んでいるが、今後も徹底を図っていきます。騒音、振動についても県の基準を基にこれまで通り行っていきます。

壁面後退や緑化等へのご指摘については、企業にとっては厳しい条件になるかも知れませんが、今後検討していきたいと思います。

●会 長

他に何かご意見・ご質問はありませんか。

他にないようですので、議案について採決を行います。

それでは、議案第4号及び第5号について原案のとおり了承することにご異議ございませんか。

●各委員

(異議なしの声)

●会 長

それでは、「異議なし」ということですので、原案のとおり了承することと致します。

慎重審議、有難うございました。以上を持ちまして、本日予定の議案審議は終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。

事務局、後はよろしくお願ひします。

●事務局

ありがとうございました。それでは、中西産業建設部長より閉会のご挨拶を申し上げます。

●部 長

本日は長時間に渡りまして慎重なご審議を賜り、ありがとうございました。本日、事務局が用意しました事案については以上でございます。

それでは以上をもちまして、平成27年度第2回能美市都市計画審議会を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

能美市都市計画審議会運営要領により、ここに署名する。

議 長

又村 一夫



署名委員

竹本 敏晴



署名委員

山野 優子

